

大会アピール

以前の人権といえば、人権=人権問題=同和問題で、同和問題を特化し、女性、高齢者、障がい者、子どもなどの人権問題を疎かにしていた傾向があったが、私どもが「人権基本法」の旗を立て、その制定を求める運動を強烈に推進してきたことで、同和問題以外の人権問題にも関心が集まりはじめた。

アイヌ問題に関する法律は、明治 32 年に制定された「北海道旧土人法」であったが、部落解放同盟と組織していた、同和問題の現状を考える連絡会議(「同現連」)の中で、私ども自由同和会が、差別的な名称の法律名であるので新法の制定を要請しようと提案し、当時の自民党を中心とする与党に働き掛けて、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成 9 年 5 月 8 日成立)ができたものである。

また、国連の「人種差別撤廃条約」の批准についても、私どもが強く与党に働き掛け実現したものである。

そして、「人権教育のための国連 10 年」についても、推進本部の設置と国内行動計画の策定を強く要請したのは私ども自由同和会である。

このことが、「人権擁護施策推進法」につながり、「人権擁護推進審議会」が設置され、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申と「人権救済制度の在り方について」の答申が出された。

この教育啓発に関する答申により、「人権教育啓発推進法案」が策定されたが、部落解放同盟の「同和問題に限定する内容でしか容認できない」と反対し、政府案は潰れたが、部落解放同盟の心変わりから、現在の「人権教育啓発推進法」を議員立法で成立させることができた。

また、「人権救済制度の在り方について」の答申で、「人権擁護法案」が国会へ提出されたが、これも部落解放同盟が「法務省の所管を内閣府に移すこと」「人権委員会を中央だけでなく地方にも設置すること」などと修正を求めたことから潰された。

このことで、「同現連」、現在は改名して「人権施策の確立を求める連絡会議」になっているが、まったく会議を開かず開店休業になっている。

このことは「同現連」の活動とは別だが、「男女共同参画基本法」の策定にも関わってきた。

同和問題を中心に教育啓発を行っていけば、他の人権問題にも対処できると言われてきたが、偏見は知識がないことに起因することから、それぞれの人権問題についてもキチンと教育啓発しないと払拭することはできない。

その証左として、同和教育啓発の先進県と言われてきた三重県では、障がい者の雇用について、昨年 6 月のデータでは、国の定める法定雇用率を達成したのは 821 社の内 48.7% で、平均雇用率は 1.5% でしかなく、全国で最下位であった。

また、香川県の高松市では、盲導犬を連れた女性が、讃岐うどん店から「他の客に迷惑がかかる」として入店を断られた。店側は「身体障害者補助犬法」の存在を知らなかったらしい。

本来は、人権伸長の歴史から人権とは何かを学び、その基礎の上に個々の人権問題を学習すべきだが、人権問題だけを取り上げる場合にも、個々の人権問題を取り上げ、これまでの人権=人権問題=同和問題を打ち破り、すべての人々の人権が保障される社会の実現を目指すため、人権思想を定着させる活動に邁進することを宣言する。

2011 年 5 月 20 日

自由同和会
第 26 回全国大会